

県内で発生した場合の社会対応の方針

1	高校、特別支援学校、小中学校、幼稚園	<p>ア 学校の児童、生徒等(*)が新型インフルエンザに感染していると確認された場合、<u>当該学校において複数の感染者が発生するに至ったときに限り、当該学校はひとまず3日間程度学級閉鎖する(よう要請する)</u>。ただし、<u>校長の判断により、そのような場合でも集団感染のおそれが少ないときは学級閉鎖を行わないこと、1人しか感染していないが集団感染のおそれがある場合には学級閉鎖を行うこと</u>、さらに、感染者が多く発生している場合等には学年閉鎖や休校を行うこともできるものとする。</p> <p>*教職員を含み、感染させるおそれのある時期に学校に出校等していなかった者は除く。以下でも同様。</p> <p>イ 学校外での感染発生に止まる場合は、臨時休校する必要はないが、感染拡大を防止するため必要があると認められるとき(感染経路が不明の感染者や、県内で他の人から感染した者が相次いで発生している場合、又はそのようになるおそれが大きい場合)は、感染者が発生していない学校も含めた地域的な一斉休校等も検討する。</p>
	大学・短期大学・専門学校	<p>学校の学生等が新型インフルエンザに感染していると確認された場合、当該学校について、感染拡大を防止するため、運営方法の工夫(感染者の自宅待機、構内での課外活動禁止など)を要請する。</p>
2	福祉施設 保育所	<p>ア 保育所の児童等が新型インフルエンザに感染していると確認された場合、<u>当該保育所において複数の感染者が発生し、感染拡大を防止するため必要があると認められるときに限り、当該保育所の全部又は一部をひとまず3日間程度休所するよう要請する</u>。</p> <p>イ 保育所外での感染発生に止まる場合は、休所する必要はないが、感染拡大を防止するため必要があると認められるときは、感染者が発生していない保育所も含めた地域的な一斉休所等も検討する。</p> <p>ウ 保育所が休所する場合は、原則として保護者が仕事を休んで児童を在宅させるが、仕事を休むことが困難な保護者(医療従事者、社会福祉施設従事者、ライフライン業務従事者、新型インフルエンザ関係業務従事者、その他特別な事情のある人)の児童に限っては、通っていた保育所又はどこか特定の保育所で特例的な保育を行うことについても、市町村と協議する。</p> <p>エ 認可外保育施設についても、上記に準じた対応を要請する。</p>
	通所施設	<p>ア 施設の通所者等が新型インフルエンザに感染していると確認された場合、<u>当該施設において複数の感染者が発生し、感染拡大を防止するため必要があると認められるときに限り、当該施設をひとまず3日間程度休所するよう要請する</u>。</p> <p>イ 施設外での感染発生に止まる場合は、休所する必要はないが、感染拡大を防止するため必要があると認められるときは、感染者が発生していない施設も含めた地域的な一斉休所等も検討する。</p>
3	県が主催するもの	<p>一律に中止することはしない。感染の広がりやイベント開催の必要性等を再検討した上で、その中止が感染拡大を防止するために効果的であり、必要であると認められるときに限って、当該イベントの開催を中止する。</p>
	イベント 県以外が主催するもの	<p>ア 一律に中止を要請することはしない。感染の広がり等を勘案して、その中止が感染拡大を防止するために効果的であり、必要であると認められるときに限って、主催者に中止を要請する。</p> <p>イ アのただし書に該当する場合でも、社会的・経済的な影響が大きく中止が</p>

ト		困難なときは、イベントにおいて運営方法の工夫（会場での参加者に対する感染予防の呼びかけ、運営スタッフに対する感染予防研修と感染予防措置の実施、会場での消毒剤の設置など）を行うよう要請する。
4	県立施設	一律に閉館することはしない。感染の広がりや集客施設を開館し続ける必要等を再検討した上で、その閉館が感染拡大を防止するために効果的であり、必要であると認められるときに限って、当該施設は閉館する。
集客施設	県立施設以外	<p>ア 一律に閉館を要請することはしない。感染の広がり等を勘案して、その閉館が感染拡大を防止するために効果的であり、必要であると認められるときに限って、集客施設の閉館を要請する。</p> <p>イ アのただし書に該当する場合でも、社会的・経済的な影響が大きく閉館が困難なときは、集客施設において運営方法の工夫（イベントにおける工夫に準じたもの）を最大限に行うよう要請する。</p>

(2009/07/16)